

## 山梨県総合計画審議会 行政改革特別部会 会議録

- 1 日 時 平成27年7月17日(金)午前10時~午前11時40分
- 2 場 所 ホテル談露館「アンバー」
- 3 出席者
  - ・委員(50音順、敬称略)  
岸本 千恵 久保嶋 正子 進藤 中 日高 昭夫
  - ・県側  
知事政策局長 企画県民部理事 総務部次長 県土整備部総括技術審査監  
出納局次長 企業局技監  
(事務局:行政改革推進課)行政改革推進課長 同総括課長補佐
- 4 傍聴者等の数 1名
- 5 会議次第
  - (1)開会
  - (2)部会長あいさつ
  - (3)知事政策局長あいさつ
  - (4)議事
  - (5)閉会
- 6 会議に付した議題(すべて公開)
  - (1)総合計画の策定について
  - (2)その他
- 7 議事の概要
  - (1)議題(1)について、事務局から資料を説明し、次のとおり意見交換を行った。
    - (委員)  
資料2の「時代の潮流」の中の(8)番、(9)番について、「普通地方公共団体」と「地方公共団体」という表記があるが、その違いは何か。
    - (委員)  
地方自治法上、都道府県や市町村のことを「普通地方公共団体」と称している。そのほか、東京都の23区や、一部事務組合・広域連合・財産区といった特定の事務を処理するものが制度上「特別地方公共団体」に区分される。  
資料2の(8)では、特に「普通」地方公共団体を対象として地方自治法上で制度が整備されたことにより、県が町や村と連携して事務処理を行ったり、市町村間で連携協

約を結んで共同で事務処理を行ったりすることがより広範に可能となった、ということ  
を記述する趣旨ではないか。

(知事政策局長)

委員ご発言のとおり、ここでは「普通地方公共団体」である都道府県・市町村が相互  
に連携可能となる制度が整えられたということをとらえての記述になるので、一部事務  
組合等の「特別地方公共団体」と区別する意味であえて「普通地方公共団体」と記述し  
ている。

(委員)

今までは、県と市町村との連携には制約があって難しかったということか。

(知事政策局長)

これまでも、一部事務組合や広域連合の制度はあったが、新たに議会を設ける必要が  
あるなど手続きが煩雑となる。今回の制度改正により、協約の形でより柔軟に連携が可能  
になるものと理解している。

(委員)

資料3の暫定計画131ページ「県債残高の削減」と132ページ「県民参加型市場  
公募地方債の発行」について、県債残高は10年前に比べて一千億円というような規模  
で削減してきていると思うが、さらなる削減を必要とするのはどの程度の危機意識に基  
づくものか、どのような基準で削減の必要性を感じているのか伺いたい。

また、県民参加型の市場公募地方債は従来の県債発行とどう違うのか、イメージを伺  
いたい。

(総務部次長)

今後見込まれる公共事業等を勘案しながら、総合計画策定までには県債残高削減に向  
けての考え方、規模等について整理していきたいと考えている。

県民参加型市場公募債について、これまでも全国型の市場公募債を発行してきたが、  
今回位置づけるものは、「県民参加型」の言葉が示すように、県民に県債を購入してもら  
うことで県政に対する参加意識を醸成すること、また、予定利率を通常の国債よりも若  
干高めに設定することで県民に利子所得を還元し、県民経済の活性化にもつなげていく  
ことを意図している点が特徴である。

県民から直接調達させていただく資金なので、用途は県民の方々に還元されるような  
事業とすることを基本に、初となる県民参加型市場公募債を発行していきたい。

(委員)

県債残高は、平成22年の1兆円から、平成27年の1兆447億に増えているが、  
臨時財政対策債を除けば減っているという認識でいいか。

(総務部次長)

平成22年の臨時財政対策債を除いた通常の県債残高8,050億円が、今年度末の見込みで6,882億円に減少する。

(委員)

県民参加型地方債の発行額規模の想定は。

(総務部次長)

全国的には10億円程度の規模が多いとのことであり、これを参考に、対象事業、充当事業等を見比べながら今後検討していく。

(委員)

充当事業を特定してから公募するのか、あるいは、まず公募をしてから関連の事業に充当していくという流れなのか。

(委員)

都留市では、公募地方債の発行に当たり、小水力発電設備の設置という目的を明らかにしたうえで発行したと記憶している。このようなやり方が一般的なのではないか。

(総務部次長)

世界遺産センターや高等学校など、県単独事業の中でも県民の親しみやすい建物整備の事業に充当していきたいと考えており、あらかじめ具体の施設を示して発行する方向で検討している。

(委員)

県民参加型の起債の規模が10億円程度ということだと、財源の補填という意味ではあまり影響力がないように思うが、何かほかに「県民参加型」を標榜することによる副次的な効果のねらい、たとえば、参加の新しい形態として投資する文化を広めるというような意図があるのか、制度設計の基本的な考え方をもう少し説明いただきたい。

(総務部次長)

県内に通勤・通学する方を含め、多くの県民の方に購入していただくことを通じて、県政への参加を実感していただくことが大きなねらいである。したがって、限度額の設定をあまり高めにせず、少額ずつ多くの方にと考えている。発行額の規模としては、他県の例や人口・交通等の条件も勘案し、まずは初年度なので10億円程度のレベルで始めてみるというのが今の段階での考えである。

(知事政策局長)

知事の公約の一つでもあるが、知事の持っているイメージとしても、県民の方々に県の行政施策への参加意識を持っていただく意義がある、という点が強く意識されていた

ように思う。

(委員)

資料3の127ページ「施策を着実に推進する組織の構築」について、最近、「政策企画監」の職が置かれたという新聞報道を目にしたが、縦割りの組織の中で横断的に調整していくことはたいへん重要なことであり、市町村にも横断的な組織体制が波及していくように、県が手本となる必要があるのではないかと思う。

それから、行政が施策を推進しようとしても地域住民、県民が施策への意識を高めていかなければ前に進まないということになる。県・市町村が横断的な組織体制を整え、あわせて県民が施策に参加できるように情報提供を充実して意識を高めていくような循環ができるといいと思う。

(知事政策局)

政策企画監は、人口問題対策などの全庁的に取り組むべき課題について庁内の情報共有を強化しながら取り組みを進めるために新設した職である。人口問題対策においては、県・市町村の連絡会議を設置して情報共有を図っているが、その中で県の取り組み事例を紹介するなど、市町村に波及できるように取り組んでいきたい。

また、施策の情報発信については、県民に読んでもらえる、見てもらえるための工夫をして、様々な年齢層に情報を届けられるように効果的な媒体を用いながら、さらに広報の充実を図っていきたいと考えている。

(企画県民部理事)

市町村や県民との協働については、129ページに「NPO等との協働の推進」という項目がある。県では平成15年に協働を推進するための指針を作成し、平成26年には132事業についてNPOとの協働を実施している。また、市町村に対して協働の取り組みを促すため、地域課題について市町村と企業、NPO、ボランティア団体などが対等の立場で協力し合っただけで事業を進める場合に補助する制度も運用している。公共的なサービスの提供をすべて行政が行うのではなく、県民も巻き込みながら協働してできることは皆で進める、ということを進んでいく考えである。

(委員)

商工会議所連合会が山梨の物産を静岡県と共同して東京・大阪のデパートで販売する取り組みを行っているが、それと同じようなことを様々な主体がばらばらにやっているために大きな力にならない状況があり、何とかできないものか、という意見が産業部会が出された。NPO、企業、市町村といった主体と一体的にイベントや事業を行うことができれば力になると思う。資料3の127ページ「広聴広報機能の強化」に「ホームページの機能強化」とあるが、84万の県民に、県で今やろうとしていることを伝え、市町村、企業、各種団体が取り組もうとしていることと重なる部分があれば連携して実施することを推進するような広報をしていただくとよい。県のホームページをいわば県民のポータルサイトとして機能させられれば、様々な面で合理化もできるし、個々の

事業の効果も上がると思うので、技術的に可能かわからないが、進めていただければいいと思う。

一つ例を挙げると、仕事柄色々な役職に就いており、各種団体や行政の会議の出席依頼を受けることが多いが、各主催者がそれぞれの都合で日程を決めて連絡してくるため、重複することも多く、出席の優先順位の検討を迫られることになる。このような場合に、県のホームページの中で様々な団体の会議予定を入力・掲示できるようにすれば、会議日程の全体調整が容易になるのではないかと思う。県民の皆さんが様々な取り組みを連携して一体的に推進していけるようなホームページの形を考えていただければありがたい。

(知事政策局長)

ホームページの組み立て、機能をどのようにしていくか、どのようなことが可能なのか、検討を加えていきたいと思う。

また、事業の実施に当たり市町村の参加も得ていくということについては、一部では行われているが全体として不十分な点もあると思うので、可能なところから工夫していきたい。たとえば国際的な物産の宣伝PRなどを統一的に行うようなことについては、地域の農産物を宣伝したい市町村のニーズもあると思われるので、このような分野から工夫していければよいのではと考えている。

(委員)

資料3の132ページ「ふるさと納税の推進」の中に「ふるさと納税寄付者への返礼品等送付」とある。返礼品を工夫してふるさと納税を増やすことも大事だが、その一方で、県民が他県の返礼品にひかれて寄附した結果、本来山梨に納税されるべきものが他地域に大きく流出してしまうのではトータルでマイナスになってしまって意味がない。ふるさと納税の推進についてはこうした点も考慮して検討を加えていただきたいと思う。

(知事政策局長)

県外へのふるさと納税額と差し引きについてはまた調べてみたいと思うが、他の都道府県、市町村においても積極的にふるさと納税を推進している中では、高額過ぎない範囲で寄付金額に応じた返礼品を考えていかないとふるさと納税の確保が進まず、これは取り組んでいかなければならないことと考えている。最近ではふるさと納税に関する専門誌まで出てきており、返礼品の内容がその雑誌に掲載されると途端に納税ランクが上がるというようなことも起きているようである。制度に対する国民の理解が薄いままに何となくブームになっている節もあり、国において制度の見直しも必要な時期かと感じるが、とは言えこの制度が続く限り納税ランクを上げたいと思っており、推進の取り組みを行っているところである。

(委員)

資料3の134ページ「適正な会計事務の確保」について、国においては地方公共団体における公会計制度の整備促進を図っており、原則として複式簿記を採用し、貸借対

照表等の財務書類の整備を進めていくということだが、それは総合計画に位置づけられ、検討されていくことになるのか。

また、県の会計数値の公表については、一般企業のように3月で締めて6月に公表というわけにはいかないと思うが、9月の議会まで公表されないということでは、新たな年度が半期過ぎた時点での公表であり決算数値が活かしにくく、一般企業との比較において疑問に思うところである。内部的には早めに数値を把握し、6月議会の頃にはまとめて出せるような早目の会計処理をお願いしたいと思う。

それから、129ページ「事務手続の標準処理期間の見直し」について、県などに許認可申請を行う際に膨大な資料を要求されることが多いが、標準処理期間の見直しとともに、提出書類の削減の見直しも進めていただければ県民としてもありがたいと思うので、加えてお願いしたい。

(出納局次長)

公会計制度については、現在、関係の部署で検討を進めているところである。

次に、決算等の公表時期については、県の場合、会計年度が4月から翌年3月までになっているが、出納整理期間が5月末まで設けられており、出納閉鎖を過ぎないと決算数値が固まらないという事情がある。これを踏まえて7月中を目途に決算の整理を行うということで、現在取り組んでいるところだが、例年、7月下旬には報道機関等を通じて公表を行っており、今年度についても概ね例年どおりのスケジュールで対応したいと考えている。

(総務部次長)

公会計制度の導入については、県・市町村において平成29年度に移行する計画で準備を進めており、今年度については固定資産台帳の整備を重点的に行っている。今後も、29年度に間に合うように準備を進めていくこととしている。

(行政改革推進課長)

事務手続の標準処理期間の見直しについては、今年度当初、当課から各所属へ向けて標準処理期間の設定を促す通知もしているが、許認可等の事務の迅速化を図るため、法令に期間の定めのないものは自主的に可能な限り標準的な事務処理期間を定めることと、これを定めただうえで期間内になるべく早く事務処理を完了する、ということ徹底していく考えである。

提出書類の簡素化については、各所管課において、事務処理に際して真に必要な書類かどうかを精査し、県民の負担軽減を図る取り組みが行われているところである。

(委員)

「NPO等との協働の推進」について、特に市町村行政と地域のNPOとが協働をしていくうえで、市町村に熱心な協働行政の担当者がいると関係構築や事業推進がスムーズに進むのだが、人事異動等で人が変わると職員の理解が進まず関係や活動が停滞するケースも起こると聞いたことがある。協働と言いつつ「委託」のようなとらえ方をして

丸投げされるようなケースもあると聞くので、ボランティア団体・NPO側も「協働」の意味合いについて繰り返し学んでいるが、同じように市町村行政の担当職員にも理解を深めてほしいと思っている。

(企画県民部理事)

協働事業というのは属人的な面に左右されるところがあり、コーディネーターの資質をもつ人がいるかないかによって相当違ってくるといのは確かだと思う。県としては市町村との連携を進める観点も踏まえ、市町村の職員も対象としたセミナー等を開催して、協働のノウハウを備えていただくために努力している。

NPO、ボランティア団体、市町村等が対等の立場で協力し合って進める地域活性化協働事業などでは、NPO等から行政では考えられないようなユニークな提案が行われ、活力を感じさせられる。これからは、こうした提案を取り込んでいくことがますます重要と思われるので、市町村職員にもなるべく目を向けてもらえるような努力をしていきたいと考えている。

(委員)

資料3の127ページ「政策推進のため人材育成と人事管理」の「女性職員の活躍促進に向けた取り組み」について、女性副知事の導入にみられるように、女性職員の活躍促進、登用ということはかなり重要視されているようだが、今後数値目標のようなものを設けていくことになるのか。

また、「政策推進のための能力開発、人材育成の推進」について、これからは県庁、行政だけではできないような仕事がたくさんあり、県と市町村、民間企業、NPOなど、様々な担い手が互いに役割を分担しながら協働していく必要があるという状況になってきているし、県庁の中でも、特定の部局だけでは解決できないような課題が生まれてきている。「政策企画監」のような横断的な仕組みも用意して進めていかなければいけない時に、政策推進のためどのような人材を養成していこうとしているのか、人材養成のための具体的な基準、こういう人材を積極的に育てていくのだという具体像が必要になると思う。また、人事管理上の様々な人事政策を、あるべき人材育成の基準の中に具体的に反映していかなければ、実効性はないのではないかとと思われるが、どのような仕組みが取られていくのか伺いたい。

(総務部次長)

女性の登用については、平成26年度に女性職員の活躍促進に向けた取り組み方針を策定し、この中で女性管理職の登用の数値目標を設定した。この方針では、本庁の課長級に占める女性職員の割合を27年度までに5パーセントに増加させることを謳っており、現状としては今年度の人事異動による登用が多かったこともあって、5.8パーセントという実績になっている。管理職328人のうち19人が課長級以上の女性職員ということになる。また、当面の目標として、平成32年度までに知事部局の管理職に占める女性の割合を16パーセントに引き上げる目標を立てて人材育成等を行っているところである。

能力開発・人材育成については、県では現在、管理職の人事評価制度を実施しているが、平成28年4月施行の改正地方公務員法により、人材育成に重点が置かれるとともに、新たに一般職員についても人事評価の制度を導入していくこととされている。

また、女性職員の活躍の促進に併せてワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、スペシャリストの育成を通じて専門能力を引き出すような人材育成を今後とも進めていく。

(企画県民部理事)

県職員の女性の活躍のほか、県全体として女性の活躍促進ということにも取り組んでいる。資料3の74ページに「女性の活躍支援」の項目があるが、男女共同参画計画という計画を策定し、その中で「管理的職業従事者に占める女性の割合」などの目標設定を行っている。県職員の女性管理職の比率は民間企業よりも高くなっていたかと思うが、その要因は、県職員に採用される女性の数が増えてきた結果、裾野が広がって登用が増えてきたこと、女性登用の方針を立てて具体的なアクションに結びつけていることが挙げられる。この暫定計画には具体的な数値が提示されていないが、総合計画の部門計画である男女共同参画計画に具体的な目標数値を設定して進行管理していく仕組みになっていると認識している。

(委員)

暫定計画の行財政改革に関する部分である「行財政改革の絶え間ない推進」に入っている施策・事業では、基本的には「人」とか「金」とか「物」とか「組織」に関することを扱っていると理解しているが、最後の134ページと135ページにある15番「温泉事業の基盤強化」と16番「県営水力発電所による電力の安定供給」という項目は、どのような理由でここに入っているのか。

(知事政策局長)

これらの項目は、自主財源を生み出すという意味で、委員が今指摘された中では「金」の部分に関係するものという整理で入れているものだが、位置づけとして議論のあるところだと思うので、本計画の策定までに検討していくこととしたい。

(委員)

他にないようなので、この議題については以上とさせていただきます。

(2) 議題(2)について、事務局から今後の計画策定スケジュールを説明し、了承を得た。

## 8 追加意見

部会后、提出された意見は次のとおり。

(委員)

・平成22年から27年までの5年間の県債残高削減に伴い、公共投資の減少による県



内経済への影響があったと思われる。今後の削減計画策定に当たっては、これまでの影響も分析した上で進めるべきと考える。

- ・現在の山梨県の県債残高は、実質公債費比率等の財政指標から見て、他県に比して危機的な状況にあるのかどうか。危機的な状況に有る場合には更なる削減の必要があるものとする。

以上